

**平成22年度 第4回
福島町国民健康保険運営協議会議案**

日時 平成23年3月3日 午後6時

場所 役場 庁議室

福島町国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

1. 開会

2. 挨拶 福島町長

3. 議案

第1号 平成22年福島町国民健康保険特別会計補正予算について

第2号 平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算について

第3号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

第4号 福島町国民健康保険条例の一部改正について

4. その他

議案第 1 号

平成 2 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について

平成 2 2 年度福島町国民健康保険特別会計予算について、定例会 3 月会議において、次のとおり補正予算（第 5 号）を提案するものであります。

1 歳 入

（単位：千円）

科目(款)	補正前の額	補正額	補正後の額	摘 要
1国民健康保険税	158,823	0	158,823	
2使用料及び手数料	140	0	140	
3国庫支出金	261,583	8,777	270,360	①療養給付費等負担金 3,094 ②高額医療費共同事業負担金 -375 ③特定健康診査等負担金 -229 ④財政調整交付金 6,356 ⑤出産育児一時金 -100 ⑥高齢者医療円滑導入費補助金 31
4療養給付費交付金	39,163	0	39,163	
5前期高齢者交付金	151,243	0	151,243	
6道支出金	49,754	33	49,787	⑦高額医療費共同事業負担金 -375 ⑧特定健康診査等負担金 -229 ⑨財政調整交付金 637
7共同事業交付金	109,245	-3,750	105,495	⑩共同事業交付金 - 3,750
8繰入金	66,552	-3,498	63,054	⑪一般会計繰入金 -3,498
9繰越金	87,535	0	87,535	
10諸収入	588	-136	452	⑫雑入 -136
計	924,626	1,426	926,052	

※補正額の説明

- ①療養給付費等負担金は、歳出で増額補正する一般療養給付費分 3,400,000 円と、減額補正する一般高額合算療養費分 -306,000 円分です。
- ②共同事業医療費拠出金確定による歳出の減額 -1,500,000 円の 25%分です。
- ③特定健診終了による人数確定（積算 679 人に対し、受診者 407 人、272 人の減）による補助率 1/3 の減額分です。
- ④国保総合システム分 394,000 円、繰入金減額等による補正に係る財源調整分です。

⑤出産育児一時金減額による（5人減）40,000円×5人×1/2分です。

⑥歳出の一般管理費31,000円（需用費10,000円、役務費21,000円）の10/10分です。

⑦②と同様の補助率25%の減額分です。

⑧③と同様の補助率1/3の減額分です。

⑨一般療養給付費分700,000円、減額補正する一般高額合算療養費分-63,000円分です。

⑩共同事業医療費拠出金確定による歳出の減額1,500,000円の50%分、共同事業保険財政安定化事業分確定による3,000,000円の減額分です。

⑪保険基盤安定繰入金2,583,000円の減、出産育児一時金繰入金1,333,000円の減、国保財政安定化支援繰入金418,000円増額の分です。

⑫特定健診受診者の減による136,000円（500円×272人）の減分です。

2 歳 出

(単位:千円)

科目(款)	補正前の額	補正額	補正後の額	摘 要
1総務費	11,143	425	11,568	①一般管理費 31 ②連合会負担金 394
2保険給付費	644,124	7,000	651,124	③一般被保険者療養給付費 10,000 ④一般被保険者高額介護合算療養費 -900 ⑤出産育児一時金 -2,100
3後期高齢者支援金等	81,569	0	81,569	
4前期高齢者納付金等	150	0	150	
5老人保健拠出金	2,330	0	2,330	
6介護納付金	39,902	0	39,902	
7共同事業拠出金	126,084	-4,500	121,584	⑥高額医療費共同事業医療費拠出金 -1,500 ⑦保険財政共同安定化事業拠出金-3,000
8保健事業費	5,279	-1,500	3,779	⑧特定健康診査等事業費 -1,500
9諸支出金	11,345	1	11,346	⑨【過年度過誤納還付金・H21分】 国庫補助金 1 高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 (31,073円-30,396円=677円)
10予備費	2,700	0	2,700	
計	924,626	1,426	926,052	

※補正額の説明

- ①高齢受給証再交付によるリーフレット及び郵送料の追加です。(需用費 10,000 円、役務費 21,000 円) その経費は国庫補助金でまかなわれます。
- ②国保総合システム構築経費に係る北海道国保連合会への保険者負担金分です。その経費は、国の特別調整交付金でまかなわれます。
- ③一般被保険者療養給付費について、月平均 41,000,000 円で積算、12 月診療分までの平均月 42,000,000 円のため、残り 2 カ月分 10,000,000 円増額補正するものです。
- ④一般被保険者高額介護合算療養費は実績見込み 100,000 円 (積算 1,000,000 円) により 900,000 円減額補正するものです。
- ⑤出産育児一時金は実績見込み (5 人分) により 2,100,000 円 (420,000 円×5 人分) 減額補正するものです。
- ⑥高額医療費共同事業医療費拠出金確定による 1,500,000 円 (積算 33,679,000 円—確定 32,179,000 円) 減額するものです。
- ⑦保険財政共同安定化事業分確定による 3,000,000 円 (積算 92,404,000 円—確定 89,404,000 円) 減額するものです。
- ⑧特定健診受診者の減 (272 人) により 1,500,000 円減額するものです。
- ⑨過年度過誤納還付金 (H 2 1 分)
- 国庫補助金は、高齢者医療制度円滑運営事業分で、精算還付するものです。
- ・交付済額 31,073 円 — 確定額 30,396 円 = 精算還付額 677 円

議案第2号

平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算について

平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算について、定例会3月会議において、次のとおり提案するものであります。

1 歳入

(単位:千円)

科目(款)	H23	H22	比較	主な内訳
1国民健康保険税	157,980	169,610	-11,630	一般被保険者国民健康保険税 145,070 退職被保険者国民健康保険税 12,910
2使用料及び手数料	140	140	0	督促手数料 140
3国庫支出金	257,178	306,604	-49,426	療養給付費等負担金 176,945 高額医療費共同事業負担金 8,043 特定健康診査等負担金 725 財政調整交付金 70,758 出産時育児一時金補助金 100 介護従事者処遇改善臨時特例交付金 607
4療養給付費交付金	56,435	54,828	1,607	療養給付費交付金 56,435
5前期高齢者交付金	213,556	151,243	62,313	前期高齢者交付金 213,556
6道支出金	49,047	49,086	-39	高額医療費共同事業負担金 8,043 特定健康診査等負担金 725 道財政調整交付金 40,279
7共同事業交付金	105,423	109,245	-3,822	共同事業交付金 16,087 保険財政共同安定化事業交付金 89,336
8繰入金	64,077	66,164	-2,087	一般会計繰入金 64,007
9繰越金	2	2	0	療養給付費交付金繰越金ほか 2
10諸収入	604	588	16	延滞金・加算金及び過料 4 雑入 600
計	904,442	907,510	-3,068	

※平成23年度歳入予算の概要

- 1) 国民健康保険税は、被保険者の自然減（後期高齢者加入等）と所得の減少により-11,630千円の減と見込みます。
- 2) 国庫支出金は、5款の前期高齢者交付金が増となる関係で、財源調整となる財政調整交付金を少なく見込みます。
- 3) 療養給付費交付金は、退職被保険者の療養諸費から退職被保険者の保険税を差し引いた額となり保険税が下がるとの設定から、1,607千円の増額となります。
- 4) 前期高齢者交付金は、前々年度（H21）の前期高齢者保険給付費の精算分が大きい見込みであることから、当年度概算分と合わせて62,313千円の増として計上します。
- 5) 共同事業交付金は、3年前と2年前（H20, H21）の一般被保険者の保険給付費が少なかったことから、-3,822千円の減とします。
- 6) 一般会計繰入金のうち、低所得者の軽減分が被保険者の自然減により減少する見込みから、総体的に-2,087千円減と見込みます。

2 歳 出

(単位:千円)

科目(款)	H23	H22	比較	主な内訳
1総務費	7,699	6,961	738	一般管理費 1,753 連合会負担金 450 賦課徴収費 1,976 運営協議会費 174 医療費適正化特別対策事業費 3,346
2保険給付費	644,124	644,124	0	療養諸費 557,521 高額療養費 81,700 移送費 200 助産諸費 4,203 葬祭諸費 500
3後期高齢者支援金等	81,154	81,422	-268	後期高齢者支援金等 81,154
4前期高齢者納付金等	238	150	88	前期高齢者支援金等 238
5老人保健拠出金	1,010	1,010	0	老人保健拠出金 1,010
6介護納付金	41,203	40,041	1,162	介護納付金 41,203
7共同事業拠出金	121,510	126,084	-4,574	高額医療共同事業医療費拠出金 32,173 保険財政共同安定化事業拠出金 89,336 その他共同事業拠出金 1
8保健事業費	4,410	4,644	-234	特定健康診査等事業費 4,410
9諸支出金	393	373	20	償還金及び還付加算金 280 国保診療報酬支払基金委託金 102 過年度過誤納還付金 11
10前年度繰上充用金	1	1	0	前年度繰上充用金 1
11予備費	2,700	2,700	0	予備費 2,700
計	904,442	907,510	-3,068	

※平成23年度歳出予算の概要

- 1) 総務費においては、通常年度途中で追加補正している「収納対策費」「医療費適正化対策費」を当初から計上するため、前年比738千円の増とします。
- 2) 保険給付費は、医療費は増加傾向にあるものの不確定要素があるため、前年同額としました。
- 3) 老人保健拠出金は、平成20年3月以前の旧老人保健法対応分として遡及請求等がある場合に必要科目であります。
- 4) 介護納付金は、前々年度の精算と当年度の概算により1,162千円の増となります。
- 5) 共同事業拠出金は、過去2カ年の保険給付費に対する拠出額に対応した拠出金で、総体的に対前年度-4,574千円の減と計上します。
- 6) 保健事業費は、特定健診に詳細検診(心電図検査)対象者を増やしますが、昨年当初で計上していたインフルエンザ予防接種費用を計上しないため、全体では-234千円の減となります。

議案第3号

国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の理由について

国は、被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和する目的で、国民健康保険税の課税限度額を平成23年4月から引上改正することとしており、町においても国準拠の観点から同水準に引き上げるものであります。

2. 改正の内容について

国民健康保険税の課税限度額を現行の73万円から4万円引き上げ改正し、基礎賦課額を1万円引き上げ51万円に、後期高齢者支援金賦課額を1万円引き上げて14万円に、介護納付金分賦課額を2万円引き上げて12万円とするものであります。

区 分	現行	改正案	引上額
基 礎 医 療 分	50万円	51万円	1万円
後期高齢者支援金分	13万円	14万円	1万円
介 護 納 付 金 分	10万円	12万円	2万円
合 計	73万円	77万円	4万円

〔国の限度額の推移〕

区 分	基 礎	後 期	介 護
平成 元年4月	42万円		
3年4月	44万円		
4年4月	46万円		
5年4月	50万円		
7年4月	52万円		
9年4月	53万円		
12年4月			7万円
15年4月			8万円
18年4月			9万円
19年4月	56万円		
20年4月	47万円	12万円	
21年4月			10万円
22年4月	50万円	13万円	
23年4月	51万円	14万円	12万円

3. 議会提案の時期

国の政令改正が年度末頃であるとの情報から、改正後に開催される議会に提案する。(適用は平成23年4月1日から)

議案第 4 号

福島町国民健康保険条例の一部改正について

1. 提案の理由について

国の緊急少子化対策として、出産育児一時金の給付額を 35 万円から 39 万円に暫定的に平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産につき 4 万円引き上げましたが、平成 23 年 4 月 1 日から出産育児一時金の額を 39 万円に恒久化するための健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布(平成 23 年 月 日)予定されることにより、町においても公布後福島町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2. 改正の内容について

(1) 出産育児一時金について

「35 万円」を「39 万円」とするものです。

3. 施行期日について

公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 号

福島町国民健康保険条例の一部改正について

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 月 日提出

福島町長 村田 駿

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(福島町国民健康保険条例(昭和35年福島町条例第11号)の一部改正)

改正前	改正後
(略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 350,000円 を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 第8条 (略) 第5章 保健事業 第9条 町は、国民健康保険法 第72条の5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 (1)~(4) 略	(略) (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 390,000円 を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 第8条 (略) 第5章 保健事業 第9条 町は、国民健康保険法 第82条 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 □ (4) 略

(福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成21年条例第19号)の一部改正)

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>2 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第7条第1項の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。</p>	<p>附 則 (削除)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し平成23年4月1日から適用する。